

通所介護 重要事項説明書

デイサービス来住

通所介護サービス提供開始にあたり、法令に基づいて、当事業者がご利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	株式会社 クロス・サービス
事業者の所在地	〒791-1102 愛媛県松山市来住町1458番地4
法人種別	株式会社
代表者名	代表取締役 岡部 純二
電話番号	(089) 958-7001

2 ご利用事業所

事業所の名称	デイサービス来住
介護保険指定事業所番号	3870103094
サービスの種類	通所介護
事業所の所在地	〒791-1102 愛媛県松山市来住町1057番地1
管理者	野村 透
電話番号	(089) 990-3111
FAX番号	(089) 990-3113

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	株式会社クロス・サービスが開設するデイサービス来住が行う通所介護サービスの適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従事者が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none">1. デイサービス来住は、通所介護計画に基づき、可能な限り居宅での生活を維持していただけるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。そのことにより、利用者がその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。2. 支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定通所介護サービスを提供するよう努めます。3. 事業の運営に当たっては、指定通所介護サービス事業者として適正な運営を行うとともに、地域や家庭との結びつきを重視し、市町、他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、地域包括支援センター、指定介護予防サービス事業者、保健医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連携に努めます。

4 事業所の概要

(1) 敷地および建物

敷 地		1 5 5 7 . 6 4 m ²		
建 物	構 造	鉄骨2階建ての1階部分（耐火建築）		
	延べ床面積	2 6 5 . 5 0 m ²	利用定員	2 4 名

(2) 主な設備

設備の種類	数	面 積	1人当りの面積	備 考
食堂兼 機能訓練室	1	1 0 0 . 1 6 m ²	4 . 1 7 m ²	
浴 室	1	2 1 . 4 9 m ²		・普通浴槽 ・特殊浴槽
脱 衣 室	1	9 . 6 3 m ²		
便 所	1	1 0 . 8 3 m ²		
相 談 室	1	2 6 . 8 9 m ²		
静 養 室	1	1 0 . 8 3 m ²		
事 務 室	1	1 3 . 4 7 m ²		
厨 房	1	1 4 . 4 4 m ²		
送 迎 車	4			

5 職員体制

従業者の職種	員 数 ・ 職 務 内 容	
生活相談員	常勤2名	利用者の生活相談を行うとともに利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。
看護職員	非常勤4名	利用者の保健衛生ならびに看護業務を行うとともに、機能訓練及び利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。（機能訓練指導員兼務）
介護職員	常勤1名 非常勤12名	利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。
機能訓練指導員	看護職員兼務	日常生活に必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行います。
管 理 者	常勤1名	事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行います。（生活相談員兼務）
運 転 手	従業者兼務	送迎・外出等の車輛運転を行います。

6 営業日・時間

営業日	日曜日のみ休み
営業時間	8:30～17:30
サービス提供時間	8:30～17:30

※利用時間はできる限りご希望にあわせて対応いたします。

7 通常の事業の実施地域

- 松山市（興居島、高浜、和気、堀江、五明、旧中島町、旧北条市を除く）
- 砥部町（旧広田村を除く）
- 松前町
- 東温市（旧川内町を除く）

8 通所介護サービスの内容及び利用料

(1) 通所介護サービスの内容

種類	内容	利用料
排せつの介助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用する方に対しては、1日3回の交換を行うとともに、必要な場合はこれを超えて交換を行います。 	介護報酬の告知上の額。ただし、法定代理受領の場合は居宅介護サービス基準額の介護保険負担割合証に記載されている割合に応じた額。法定代理受領でない場合は、居宅介護サービス基準額相当額です。
入浴の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の希望や状況に応じて適切な入浴介助を行います。 	
健康管理	緊急時等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。 （当事業所の嘱託医療機関） かどた内科 TEL957-3113 坪井整形外科 TEL973-8311 来住歯科医院 TEL975-8811	
個別機能訓練	日常生活に必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行います。	
アクティビティ	利用者に対して、計画的に集団的レクリエーションや創作活動等の機能訓練のサービス提供を行います。	
相談及び援助	当事業所は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。（相談窓口）野村 透	
行事	当事業所では、行事計画にそってレクリエーション行事・アクティビティ活動を企画します。	

(2) 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割負担です。ただし、一定の所得以上の方は、2割以上負担の場合があります。負担額は、介護保険負担割合証の割合に応じた額となります。

(通常規模型) (負担割合証で1割負担の場合)

	利 用 時 間					
	3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7～8時間	8～9時間
要介護1	370円	388円	570円	584円	658円	669円
要介護2	423円	444円	673円	689円	777円	791円
要介護3	479円	502円	777円	796円	900円	915円
要介護4	533円	560円	880円	901円	1,023円	1,041円
要介護5	588円	617円	984円	1,008円	1,148円	1,168円

加算項目	金額
入浴介助加算	40円 (ご入浴1回ごとに)
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	1ヶ月総単位数の9%

(3) 介護保険給付外サービス

種 類	内 容	利 用 料
おむつの提供	利用者のご希望に応じて提供します。	実 費 (1枚単価) 尿パット M 40円 L 50円 LL 80円 紙オムツ フラット M 100円 L 120円 マジックテープ付 M 150円 L 180円 パンツタイプ M 170円 L 190円
理美容サービス	ご希望に応じて、当施設提携の理美容店にて、訪問理美容サービスをご利用頂けます。	実 費

※食費 650円 (おやつ代・飲物代等含む)

9 利用の中止・変更

お客様のご都合でサービスを中止又は変更することができます。この場合は、サービス実施日の前日 15 時までには事業所に申し出てください。利用日前日 15 時以降に申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただきます。

① ご利用日の前日 15 時までにご連絡いただいた場合	無 料
② 上記以後にご連絡いただいた場合	介護報酬の 1 割分 + 食費 6 5 0 円 (昼食提供予定の方のみ) (介護報酬の 1 割分については利用者の体調不良等やむをえない場合はいただきません。)

10 苦情等（利用者に対する人権擁護・虐待防止を含む）の受付について

(1) 事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の窓口で受け付けます。

○相談・苦情受付窓口（担当者） 野村 透

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

苦情申立窓口	電 話	受 付 時 間 等
愛媛県長寿介護課	9 1 2 - 2 4 3 0	平日 8：30～17：15 (※土・日・祝・年末年始休み)
愛媛県福祉サービス運営適正化委員会	9 9 8 - 3 4 7 7	平日 9：00～12：00、 13：00～16：30 (※土・日・祝・年末年始休み)
松山市介護保険課	9 4 8 - 6 9 6 8	平日 8：30～17：15 (※土・日・祝・年末年始休み)
伊予郡松前町保険課	9 8 5 - 4 1 1 5	平日 8：30～17：15 (※土・日・祝・年末年始休み)
伊予郡砥部町介護福祉課	9 6 2 - 7 2 5 5	平日 8：30～17：15 (※土・日・祝・年末年始休み)
東温市長寿介護課	9 6 4 - 4 4 0 8	平日 8：30～17：15 (※土・日・祝・年末年始休み)
国民健康保険団体連合会 介護福祉課	9 6 8 - 8 7 0 0	平日 8：30～17：15 (※土・日・祝・年末年始休み)

11 虐待防止のための措置

(1) 虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）の定期的な開催と、その結果について従業者への周知の徹底
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修の定期的な実施
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置

(2) サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

12 協力医療機関

医療機関の名称 (診療科)	院長または 管理者	所在地	電話番号	救急指定 の有無
かどた内科（内科）	門田 富史	伊予郡砥部町高尾田 635-2	957-3113	無
坪井整形外科（整形外科）	坪井 誠司	松山市南斎院町 53-1	973-8311	無
来住歯科医院（歯科）	安井 章	松山市来住町 961-1	975-8811	無
訪問看護ステーションてとて	上田 恵	松山市来住町 1057-1	975-7919	

13 非常災害時の対策

非常時の対応	非常災害に備えて、消火器等を設置し、防火管理責任者が防災・非難に関する計画を作成します。			
近隣との協力関係	来住町内会に協力依頼を行い、常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等	6ヶ月に1回の避難・救出等の訓練を、利用者も参加して実施します。			
防 災 設 備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	48 箇所	屋内消火器	3 箇所
	自動火災報知機	13 箇所	非常通報装置	1 箇所
	誘導灯	7 箇所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	1 箇所	非常用電源	あり
	カーテンは防災性能のあるものを使用しております。			

14 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所をお願いいたします。飲酒もできます。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
宗教活動・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

15 事故等の対応

指定通所介護の実施中に、利用者の病状の急変及びその他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講じるとともに、管理者に報告します。又、事故が発生した場合には、速やかに市町及び利用者の家族、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。そして、それらを記録に残します。

サービスの提供にあたって、ご利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。当事業所は損害賠償義務の履行を確保するため、損害賠償責任保険に加入しています。

16 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

※ご家族アンケートを年に1回実施しています。

17 個人情報の取り扱いについて

サービスのご利用に伴い入手する利用者及びその家族の個人情報の保護と取り扱いにつきまして、弊社個人情報保護に関する規定に伴いご説明します。

1. 個人情報に関する弊社の基本的な姿勢	弊社は、利用者及びその家族の個人情報の保護を尊重しこれを担保するために「個人情報保護方針」「個人情報保護マネジメントシステム管理基本規程」を定め実行してまいります。
2. 弊社が保有する個人情報	① 弊社は、サービスの利用に伴い入手した利用者の生年月日・住所・電話番号・家族状況・緊急連絡先・健康状態・銀行口座等の個人情報を有しております。 ② 利用者の個人情報は、弊社の管理システムに登録または資料として保管されます。 ③ お預かりした個人情報は責任をもって管理し、法令又は契約の条項に定める場合や個人の利益を保護する為に必要な場合以外は第三者に開示・提供することはありません。
3. ご利用者様の個人情報の利用目的	① 利用者の介護方法や手順を検討し、これらの計画を立てるため ② サービス担当者会議等適切なサービス実施のためサービスに携わる者が集まって行う討議、またはサービスの質の向上を目的とした評価機関による審査等のため ③ 契約又は法令等に基づく弊社の義務の履行および権利の行使その他、これに付随する諸対応のため ④ 上記各目的に付帯する事項のため
4. 利用者の個人情報の第三者提供について	収集した個人情報は、契約に記載の内容又は法令に基づく場合を除き、利用者の承諾なく第三者に提供・開示いたしません。
5. 利用者の個人情報の開示・訂正・削除等	① 収集した個人情報についての開示の請求があった場合は、その請求に基づいて、ご本人確認のうえ速やかに対応いたします。さらに、開示した内容が間違っていた場合には、速やかにその情報を訂正いたします。 ② 利用者により登録内容の取消しがあった場合、もしくは下記のいずれかに該当した場合は、登録を削除させていただきます。 ・ 内容に虚偽の申告があった場合。 ・ 故意または重大な過失により、弊社、または第三者に損害を与えた場合。 ・ 弊社に不利益を与える行為、または名誉、信用を損なう行為があった場合。
6. 個人情報保護管理者への連絡先	個人情報保護管理者 (株)クロス・サービス 担当取締役 TEL: 089-958-7001
7. 利用者及びその家族の個人情報に関する苦情、訂正、利用停止等の申立先、または相談窓口	苦情・相談窓口責任者 (株)クロス・サービス 総務部長 TEL: 089-958-7001 FAX: 089-958-7050 E-Mail: info@cross-service.co.jp

※弊社が保有する個人情報開示、訂正、利用停止、消去等の手続きは、弊社苦情相談窓口にお申し出ください。